

令和5年6月市議会総務委員会資料

所管事項調査

目次	ページ
1 組織	2 ~ 3
2 事務分掌	4
3 所管事務の現況等（選挙管理事務）	5 ~ 8
4 選挙啓発事業の概要	9 ~ 11
5 期日前投票所における選挙人への対応に対する要望について	12 ~ 14
6 衆議院小選挙区の区割りの改定について	15 ~ 17

選挙管理委員会

令和5年6月

1 組織

選挙管理委員会は、公正な選挙を行うため、長から独立した機関として置かれるもので、議会において選出された4人の委員により構成されており、委員会に関する事務を処理するため、事務局が設置されている。

(1) 選挙管理委員会

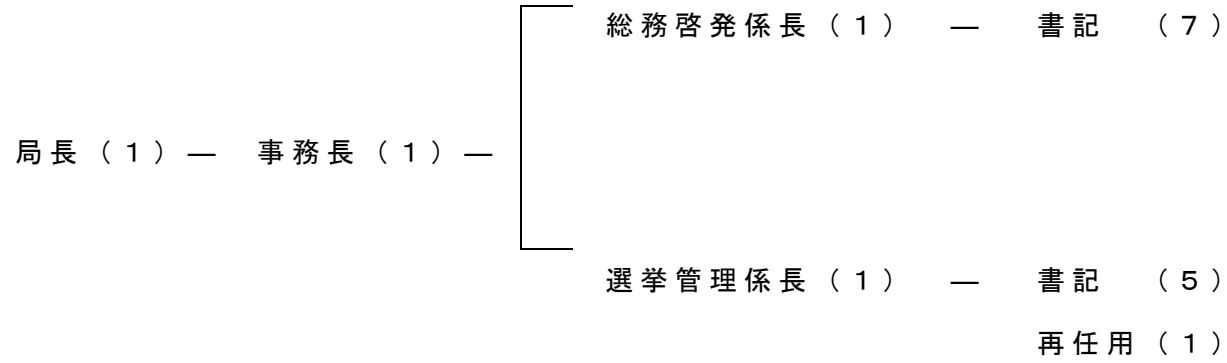
ア 公正中立の執行機関

イ 議会選出4人の委員構成による委員会制（補充員として委員と同数の4人を選出）

任期4年（令和5年12月24日まで）

職 名	氏 名	任 期
委 員 長	國弘 達夫	令和元年12月25日～令和5年12月24日
委員長職務代理者	馬場 尚之	令和元年12月25日～令和5年12月24日
委 員	堤 勝彦	令和元年12月25日～令和5年12月24日
委 員	梅本 國和	令和2年 9月 2日～令和5年12月24日

(2) 事務局 (2 係制 現員 17 人) (令和 5 年 4 月 1 日現在)



職 名	氏 名
局 長	桂 祥
事 務 長	深 山 徹 哉
総務啓発係長	今 田 麗 一
選挙管理係長	山 崎 弘 樹

2 事務分掌

総務啓発係

- (1) 委員会に関すること。
- (2) 職員の人事、給与、服務等に関すること。
- (3) 予算の経理に関すること。
- (4) 公印の管理に関すること。
- (5) 委員会の規程の制定改廃に関すること。
- (6) 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- (7) 選挙争訟に関すること。
- (8) 選挙の啓発、周知等に関すること。
- (9) 選挙運動及び政治活動に関すること。
- (10) 候補者及び当選人に関すること。
- (11) 選挙の公営に関すること。
- (12) 投票区及び投票所に関すること。
- (13) その他選挙関係事項の指導に関すること。
- (14) 他の係の所管に属しないこと。

選挙管理係

- (1) 有権者の資格調査に関すること。
- (2) 各種選挙人名簿に関すること。
- (3) 各種選挙の管理執行に関すること。
- (4) 最高裁判所裁判官国民審査に関すること。
- (5) 直接請求に関すること。
- (6) 裁判員制度に関すること。
- (7) 検察審査会に関すること。
- (8) 国民投票に関すること。
- (9) 住民投票に関すること。
- (10) 選挙制度の調査研究に関すること。

3 所管事務の現況等（選挙管理事務）

（１）「公職選挙法」に基づく事務事業

ア 選挙に関する事務の管理

衆議院小選挙区選出議員選挙

衆議院比例代表選出議員選挙

参議院選挙区選出議員選挙

参議院比例代表選出議員選挙

長崎県知事選挙

長崎県議会議員選挙

長崎市長選挙

長崎市議会議員選挙

イ 選挙人名簿の調製

登録者数（令和５年６月１日現在）

男 155,052人

女 186,595人

計 341,647人

ウ 投票管理者、投票立会人及び開票管理者の選任

エ 投・開票所の事前調査、投票区の設定

オ 選挙運動及び政治活動に関する指導

カ 明るい選挙推進事業の実践

(2) 地方自治法その他の法令に基づく事務事業

ア 「最高裁判所裁判官国民審査法」に基づく国民審査

最高裁判所裁判官の任命後、初めて行われる衆議院議員総選挙の際に実施（10年経過後再審査）

イ 「検察審査会法」に基づく検察審査員候補者予定者の選定事務

(ア) 毎年9月1日までに、検察審査会事務局から選挙管理委員会へ翌年に必要な員数が割り当てられる。

(令和5年候補者数 188人)

(イ) この割り当てられた員数を、選挙管理委員会は毎年9月1日調製の選挙人名簿登録者の中から、選考プログラムによりくじで選定する。

(ウ) 検察審査員候補者予定者に選定された選挙人の氏名、住所、生年月日を記載した名簿を調製して、毎年10月15日までに検察審査会事務局へ送付する。

ウ 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づく裁判員候補者予定者の選定事務

(ア) 毎年9月1日までに、地方裁判所から選挙管理委員会へ翌年に必要な員数が割り当てられる。

(令和5年候補者数 431人)

(イ) この割り当てられた員数を、選挙管理委員会は毎年9月1日調製の選挙人名簿登録者の中から、選考プログラムによりくじで選定する。

(ウ) 裁判員候補者予定者に選定された選挙人の氏名、住所、生年月日を記載した名簿を調製して、毎年10月15日までに地方裁判所へ送付する。

エ 直接請求に関する署名審査事務

地方自治法が定める直接請求は、普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者が一定の連署をもって、その代表者から請求をすることができる。

請求の種類	必要数
(ア) 条例制定又は改廃の請求 (地方自治法第74条)	50分の1以上
(イ) 監査の請求 (地方自治法第75条)	50分の1以上
(ウ) 議会の解散請求 (地方自治法第76条)	3分の1以上
(エ) 議会の議員の解職請求 (地方自治法第80条)	3分の1以上
(オ) 長の解職請求 (地方自治法第81条)	3分の1以上
(カ) 主要公務員の解職請求 (地方自治法第86条)	3分の1以上

このほか、他の法律及び本市の条例によって、これらと同種の制度が認められているものに、次のものがある。

請求の種類	必要数
(キ) 市町村合併協議会設置の請求 (市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条)	50分の1以上
(ク) 合併協議会設置協議についての選挙人投票の請求 (市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条)	6分の1以上
(ケ) 教育委員会の教育長又は委員の解職請求 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条)	3分の1以上
(コ) 政治倫理審査会への調査請求 (長崎市議会議員政治倫理条例第8条及び同条例施行規程第8条)	選挙権を有する者50人以上 又は議員4人以上

オ 特別法の住民投票事務

地方自治法第261条に基づく特別法の住民投票の事務を行う。

カ 「日本国憲法の改正手続に関する法律」に基づく国民投票の執行に関する事務

キ 「長崎市住民投票条例」に基づく住民投票の執行に関する事務

4 選挙啓発事業の概要

(平常時)

事業名	事業概要
出前授業、模擬選挙	中学生を対象に投開票を体験できる模擬選挙を実施している。また、高校生を対象に、選挙に対する意識啓発を図るため、講話を実施している。
啓発ポスターコンクール	明るい選挙を推進するため、小・中・高校生を対象に、選挙啓発のポスターを募集し、優秀作品には賞状・副賞を贈呈する。
明るい選挙推進長崎市協議会主催のスポーツ大会	市老人クラブ連合会と共催し、健康の保持・増進と明るい選挙推進、若い世代の棄権防止の役割を果たすためにスポーツ大会を開催する。
話しあい学習会の開催 (おたくさの会)	話し合いグループが毎月自主的な話し合いを行い、会員間の親睦と選挙啓発の研鑽を図っている。
選挙器材の貸出し	実際の選挙で使用する投票箱や投票用記載台などの選挙器材を市内の中学校および高等学校等へ貸し出している。

(選挙時)

事業名	R5統一から	事業概要
選挙豆知識の発行による啓発		選挙の情報等を掲載したチラシを作成し、新聞折込や市有施設等への備え置きを行い、啓発を図る。
選挙公報の配布		新聞折込や市有施設等への備え置きを行い、啓発を図る。
看板等による啓発		庁舎や各地域センターなどに看板を掲示し、投票日等の啓発を図る。 ※庁舎の透過ディスプレイも使用
庁内デジタルサイネージでの啓発	○	庁内に設置されているデジタルサイネージで投票日及び市役所2階で行われている期日前投票の啓発を図る。
ハマモニでの啓発動画放映	○	浜の町に設置してある大型モニターで作成した啓発動画を放映し、投票棄権防止を図る。
テレビ・ラジオによる啓発		市の広報番組やラジオで投票日等の啓発を図る。
広報ながさきによる啓発		広報ながさきへの記事掲載で投票日等の啓発を図る。
広報ながさき裏表紙での啓発	○	広報ながさきの裏表紙で投票日等の啓発を図る。
ポスターによる啓発		啓発ポスターを自治会掲示板や市有施設等に掲示し、啓発を図る。
SNS等による啓発		HPやLINE等で事業の周知や投票日等の周知を図る。

選挙事務の学生参加による啓発		大学生・専門学校生から投票事務従事者を募集し、従事してもらうことで、選挙への関心を高める。
防災行政無線による啓発		期日前投票期間及び投票日当日に投票参加を呼びかける。
商業施設館内放送による啓発		チトセピア、ココウォーク、夢彩都の館内放送を利用し、利用客へ投票参加を呼びかける。
啓発物資の備え置き		地域センター等で啓発物資の備え置きにより投票日等の啓発を図る。
期日前投票による啓発		高等学校等に期日前投票所を設置し、学生の投票機会の確保を図るとともに、投票の啓発を行う。
街頭啓発		アーケードで、通行人へ選挙啓発を呼びかけながら、物資を配布する。
路面電車での広告掲載	○	車体への掲載広告で投票日等の啓発を図る。
来場者カードの発行	○	選挙に関心を持ってもらうため、カードを発行し、啓発を図る。
障害者の投票の配慮	○	障害者が投票しやすい環境づくり、投票制度の周知及び選挙人の意思表示の重要性の理解を深めるため、障害者の方々に向けた模擬選挙を実施する。
こども投票の実施	○	子どもに小さいころから選挙を身近に感じてもらうような場を設け、選挙に興味を持ってもらうため、子どもを対象として選挙を実施する。

5 期日前投票所における選挙人への対応に対する要望について

(1) 概要

令和5年4月23日執行の長崎市議会議員一般選挙及び長崎市長選挙の際、期日前投票所スタッフが本人確認を行うため、性的マイノリティの方に対して戸籍上の性別や名前を周囲に聞こえるような声で確認した、いわゆる「アウトティング」行為があったとして、日本民主青年同盟長崎県委員会から長崎市選挙管理委員会に対して改善を求める要望があった件について、その結果の報告を行うもの。

ア 選挙名 長崎市議会議員一般選挙及び長崎市長選挙

イ 日時 令和5年4月21日（金）16時30分頃


ウ 場所 長崎市北公民館

エ 要望項目

(ア) 投票所スタッフに対し、すべての有権者が安心して投票できる対応を徹底すること。

(イ) 個人情報に配慮した形での確認を行うこと。

(2) 経緯

日程	内容
令和5年5月10日	要望書受理 日本民主青年同盟長崎県委員会から要望書を受け取る。
令和5年5月10日～17日	聞き取り調査 当時従事していた全ての投票所スタッフ17名に対して、事実確認のため直接又は電話により聞き取り調査を行う。 <調査結果> ① 投票所入場券の再発行の手続きを行う際に、本人確認を行うため、性的マイノリティの方に対して、氏名及び生年月日を確認した。 ② <u>投票用紙を交付する際に、投票用紙自動交付機の男女ボタンの押し間違えを防ぐため、投票所スタッフ間（名簿対照係から投票用紙交付係へ）で性別を発した。※1</u>  投票用紙自動交付機（男女ボタン）

令和5年6月1日	選挙管理委員会 要望書に対する回答書の審議を行い承認を得る。
令和5年6月2日	回答書提出 日本民主青年同盟長崎県委員会へ回答書を提出する。

※1 公職選挙法により定められている投票録の作成において、各投票所で男女別の投票者数の集計をする必要がある。

(3) これまでの取り組み

ア 平成17年9月執行の衆議院議員総選挙から投票所入場券の性別欄の表示を廃止し、数字表記（男→1、女→2）に切り替えた。

イ 令和3年10月執行の衆議院議員総選挙から投票所入場券の数字表記自体も廃止し、男女の区別が分からないように変更するとともに、性的マイノリティの方など選挙人の方が安心して投票できるような対応を従事者が心がけるようマニュアルの見直しを行った。

(4) 今後の対応

ア 基本的な接遇等の徹底を図ることはもとより、具体的事例を記載したマニュアルの見直しや投票所スタッフに対して事前研修の内容を充実させる等、性的マイノリティの方だけでなく、すべての有権者が安心して投票できるよう取り組んでいく。

イ 本人確認の方法については、性別等の個人情報第三者に漏れないよう、他都市の状況等も踏まえながら、見直しを図っていく。

6 衆議院小選挙区の区割りの改定について

(1) 概要

衆議院小選挙区の区割りについては、令和4年11月28日に改定され、同年12月28日から施行された。

これにより長崎県は4選挙区から3選挙区に改定され、これまで長崎県第2区だった外海、琴海地区は第1区に変更となり、長崎市は市域全体が分割されることなく1つの選挙区（長崎県第1区）になった。

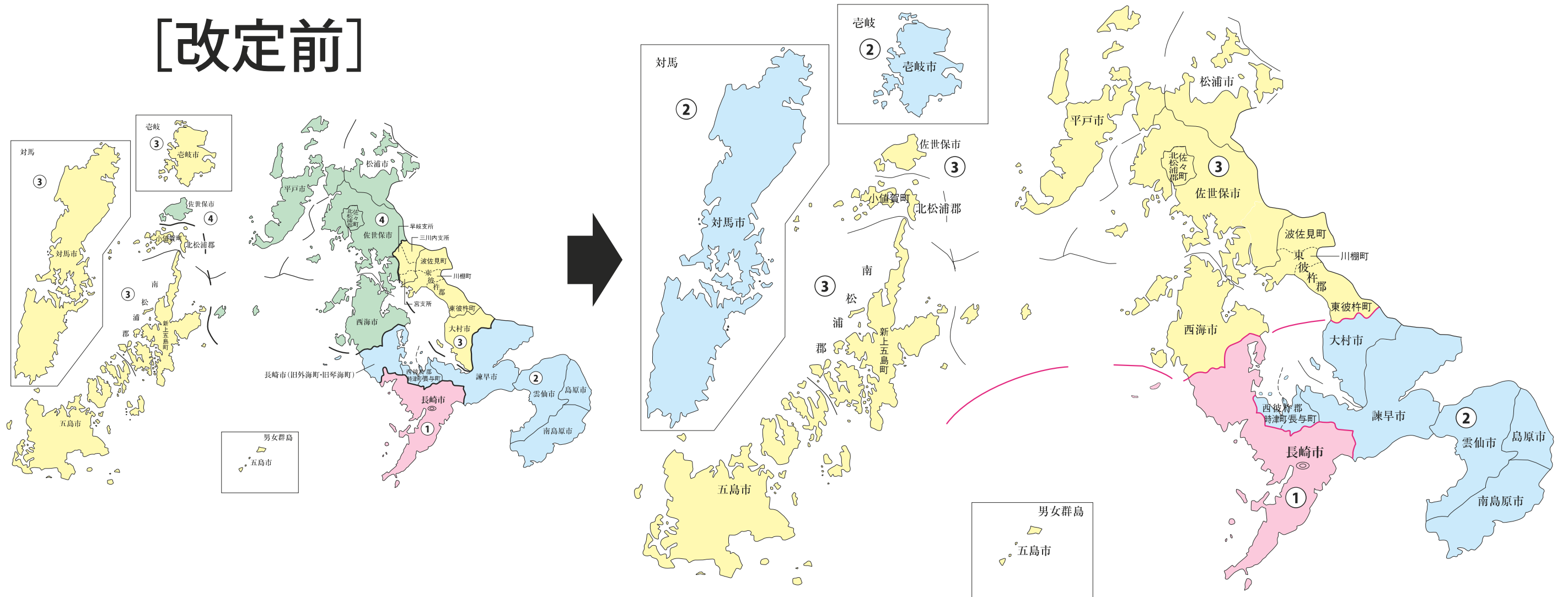
※区割り変更地図については、次のとおり。

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

長崎県

[改定後]

[改定前]



お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

